

第五回全國幼稚園關係者大會

——主權 名古屋市保育會——

一、大會日程

第一日(十月十七日) 會場 市公會堂四階ホール

1、全國幼稚園關係者大會

片岡定四郎氏

(午前)

一、開會 (午前九時)

一、君ヶ代

一、勅語奉讀

一、開會の辭

一、訓辭 (文部大臣)

一、祝辭

一、議長選舉

一、經過報告

一、議事

2、關西聯合保育大會

1、文部省諮問案

2、議題

(午後)

一、研究發表

一、講演

幼稚園に於ける健康教育

大阪帝大醫學部講師 醫學博士 竹村 一氏

一、名古屋城拜觀 (午後三時電車)

一、招待會

1、餘興 西川舞踊(午後五時一階大ホール)

2、晚餐 市長招待(午後六時四階ホール)

第二日(十月十八日)

(午前)

一、開會 (午前九時)

一、議事

1、議題

(午後) 記念品贈呈

一、研究發表

一、講演

幼稚園の新使命

東京女子高等師範學校教授

倉橋 惣三氏

一、閉會

市内見學案内

二、問題

甲、文部省諮問案

一、幼稚園保姆養成ニ關シ改善スベキ事項如何。

乙、議題

一、保姆ノ資格向上竝ニ待遇改善ニ關シ左記事項ヲ其ノ筋ニ建議スルコト

(一) 幼稚園保姆ノ教養程度ヲ小學校本科正教員ト同等以上タラシムコト

(二) 幼稚園長及保姆ヲ視學等ニ任用スルノ途ヲ開クコト

(三) 幼稚園長及保姆ノ若干數ヲ奏任待遇ト爲スノ途ヲ開クコト

(四) 幼稚園保姆ノ月俸額ヲ本科正教員ニ準ゼシムルコト

(五) 幼稚園長及保姆ニ對シ年功加俸ヲ給スルコト

(六) 恩給法第九十八條第二項ヲ削除セラレタキコト

キコト

コト

シムルコト

コト

コト

キコト

コト

名古屋市保育會

二、幼稚園ノ普及發達ニ關シ左記事項ヲ府縣知

事ニ請願スルコト

一、幼稚園竝ニ託兒所ノ普及及ビ増設ヲ圖ラ

レタキコト

一、保姆養成講習ノ期間ヲ延長シニケ年トセ

ラレタキコト

一、保姆檢定試験ノ規定ヲ改正シ其程度ヲ小

學校本科正教員ト同等以上ニセラレタキ事

吉備保育會

三、幼稚園記念日創設ニ關スル件(撤回)

説明 幼稚園令ノ發布セラレタル月日ヲ以テ

幼稚園記念日ト定メ適切ナル行事ヲ行

ヒス教育ノ強調發展ヲ期セントス

吉備保育會

四、幼稚園幼兒ノ園外保育ノ場合乗車賃金ヲ小

兒ノ半額トセラレンコトヲ其筋ニ建議スルコ

ト

大阪市保育會

五、小學校ト幼稚園ト家庭トノ聯絡ニ付テノ具

體的方案如何

千葉縣國府台學院 東華幼稚園長

六、家庭教育振興ノタメ各幼稚園ニ於テ實行セ

ラレツツアル情況竝ニ將來ノ計劃承リタシ

吉備保育會

七、保育項目運用上特ニ留意スベキ事項如何

千葉縣國府台學院 東華幼稚園長

八、幼稚園ニ於ケル談話ノ基本的態度如何

説明 一幼稚園ニ於ケルオ話ノ目的ハ幼兒ヲ

シテ幼兒ノ世界ニ住マシメルコトデア

ルトノ保育談話獨特ノ基本的態度ヲ定

メタイト思フ

京都市保育會

九、時代ノ趨勢ニ鑑ミ最モ適切ナル幼稚園ノ施

設經營ニツイテ承リタシ(撤回)

神戸市保育會

一〇、幼兒ノ榮養増進施設ニツキテ承リタシ

(撤回)

給食、肝油服用、間食等

大阪市保育會

一一、幼兒ノ健康ヲ如何ニシテ増進サレツツア

リマスカ各地ノ狀況ヲ承リタシ(撤回)

神戸市保育會

一二、年少組ニ適當ナル手技ニツイテ承リタシ

(撤回)

神戸市保育會

三、大會狀況

昭和六年十月十七、十八兩日、名古屋に於て第五回全國幼稚園關係者大會開かる。主催は名古屋市保育會、會するもの全國より八九八人、當に九

百を算する幼稚園關係者が宏壯なる大公會堂に集る。志を同じうして相向ふものの一大会團、大日本全國幼稚園の意氣大いに昂り、幼稚園の前途に愈々かがやかしき光を見出でし欣喜の感に胸うたる。

議長 名古屋市長 大岩 勇 夫氏

經過報告につゞきて、議事にうつる。

四、議事

一、文部省諮問案

幼稚園保嬰養成に關し改善すべき事項如何

議長 文部省諮問案の審議説明を願ひ度し。

龍山義亮君(文部省督學官)より原案の説明あり。

議長 右諮問案に對して、かねて五一番、二〇六

番、三四六番、四一六番よりの通告あれど、そ

の前に質問あらば承りたし。

二六(松山政治君) 文部省諮問案についてもう少

し委しく知り度し。

(1)、幼稚園保姆を廣い意味にとるか或は狭い
意か

(2)、改善せんとする事項如何

ありとすれば只今日本で行はるゝ養成機關の
狀況を承りたし。

(3)、全國に於ける幼稚園の數幾つか

只今の質間に對し、

(1)、は幼稚園令による、

(2)、現在種々あれど今明らかに記憶せず、

(3)、たしかなる數は記憶せず、

三八〇(加地彌一君) 幼稚園の保姆養成機關改善

とは如何なる意味か、

龍山廣く解釋したし、

一六九(北口楠江君) 保姆養成機關は文部省の如

何なる省令に依るか

龍山幼稚園令の施行規則による、

議長 質問がなければ、かねて通告ありし五一番

の登壇を乞ふ、

五一(長野隆義君) この問題は保姆養成機關に起

因してゐると思ふ、何故進行が遅れたかの原因

は、

(1)社會が幼兒教育の必要を認めざりしこと、

(2)識者は認めても義務教育でなく數が少ない

ので實際行はれなかつた、上流社會の贅澤と見

られたがその時勢は過ぎ去つたと思ふ、數に於

ても今日は非常の勢で發展してゐるのは慶賀に

たえぬ。この時、この際好機逸すべからず、完備

することを要求したい、六ヶ月や一ケ年の講習

では今日の時勢に添はぬ。然らば如何様にすべ

きかといふに、

(1)は地方に於ける保姆養成機關なり。現在の

女子師範に於ても最後の學年を、文科、理科、

保育科として、みつしり一年間研究すること、

この問題に附隨して服務年限中に幼稚園に奉職することとする、俸給令も本科正と同じくは當然の事なり。

(2)中央に於ては兩女子高等師範に保育實習科があるが是ではまだ不充分なり。

二〇六(望月クニ君) 私のは前の方の敷衍になる、何故一生懸命かと云ふに、特に文部省から出された御親切にお答へしたのである。兩女子高師の保姆實習科は是非本科に組入れて本科で眞剣に教育して貰ひ度し、中樞の人物とは是を云ふ。勿論地方も考へて欲しい。

二四六(早川喜四郎君) かういふ婦人の方を主としたる會合に私は立ちたくなけれど幼稚園令に保姆養成機關のことが落されてゐるので、仕方なくこゝに立つ。小學校の子供の教育と幼稚園の子供の教育とは違ふ、是は中學と小學校との違ひよりむしろ大なり。然るに小學校の先生の

資格を持つものは保姆のはすぐ貰へる事になつて居て、是では保姆と小學校とが相通じて出来るかのやうに見える。私の方でも保姆の養成をして居るが、實驗上如何に少なくとも二年以下では出来ない、どうしても高等女學校をしまつて二年以上の修業をつまねばならぬ。

四一六(岡政君) 度々建議した事を今回は文部省からたづねられたことを感謝す。この問題は量と質であると思ふ。量に於ては現今はさまで云ふことなし、まづ質の向上なり、實習を高女卒後二年以上設置すべしと改めてほし、保姆を又養成する人をほしいと思ふ。

二六(松山政治君) これにつき今迄は多くは質の問題なり、異存なし、幼稚園令が大正十五年に出してから幼稚園の数は非常にふえた、そのふえた幼稚園にとれだけの資格者があるか調べたし、養成所は出来たが一年位で中止して居る所

あり。

六二一(眞澄超倫君) 保姆の資格はそのまゝにして保育講習會を開くのを奨励してほしい。

一〇六(江田定吉君) この問題は慎重にはかりたく何卒委員附託に願ひたし。

八三〇(靜田正志君) それぐその道の權威ある人に願ひたし。

これにて、委員附託となる。

答申案

答申案

一、保姆養成機關ノ修業年限ハ小學校本科正教員

ト同等トシ高等女學校卒業後二ケ年以上トスル

コト

一、保姆養成科ノ課程ハ左ノ案ヲ適當ト認ム

學科課程

修身 (人倫道德ノ要旨)

教育 (教育學、教育史、心理學、兒童心理、

教授法、管理法)

保育 (保育原理、保育ノ實際方法、個性調

査法)

社會事業概説

生理衛生 (幼兒ノ生理及衛生、育兒法、看護法)

理科 (自然研究、動物飼育、植物栽培)

文學 (兒童文學、談話)

圖畫

手工

音樂 (唱歌、樂器使用)

體操 (體操、遊戲、競技)

實習 (幼稚園ニ於ケル實地保育)

一、女子師範學校ニ保姆養成科ヲ設クルコト

一、師範學校ノ課程中保育法ニ關スル教育ヲ一層

充實セシムルコト

一、師範學校ニ附屬幼稚園ヲ設クルコト

一、高等師範學校及大學ニ幼兒教育研究科ヲ設置

スルコト

右ノ他保母檢定ニ關シ

一、幼稚園令施行規則第十條第二項第二號中「一年以上」ヲ「四年以上」ト改ムルコト

左記事項ヲ其筋ニ建議スルコト

(一) 幼稚園保母ノ教養程度ヲ小學校本科正教員ト同等以上タラシムルコト

(二) 幼稚園長及保母ヲ視學等ニ任用スルノ途ヲ

開クコト

委員長 51 長野隆義
委員 1 新庄よしこ

同 8 和田實

同 26 松山政治

同 70 金谷マス

同 206 望月クニ

同 228 安井八十二

同 346 早川喜四郎

同 362 岩井つた

同 414 鈴木俊介

同 416 岡政

同 711 市川たま

同 766 エヌ、ポーマン

七二一(市川たま君)説明

名古屋市保育會

答申案

第一號議案 保母ノ資格向上並ニ待遇改善ニ關シ

一號議案

建議書

別紙事項ハ幼兒教育上洵ニ緊要ノ事ト認メマスカ
 ラ特別ノ御詮議ヲ以テ一日モ早ク御實施下サル様
 然ルベク御取扱ヒ相成度第五回全國幼稚園關係者
 大會(出席者九百名)ノ決議ニ基キ右建議イタシマ
 ス

昭和六年十月十七日

第五回全國幼稚園關係者大會代表

名古屋市保育會長 大岩・勇 夫

文部大臣田中隆三殿

建議事項

- 一、幼稚園保母ノ教養程度ヲ小學校本科正教員ト同等以上タラシムルコト
- 二、幼稚園長及保母ヲ視學等ニ任用スルノ途ヲ開クコト
- 三、幼稚園長及保母ノ若干數ヲ委任待遇ト爲スノ途ヲ開クコト

四、幼稚園保母ノ月俸額ヲ本科正教員ニ準ゼシムルコト

五、幼稚園長及保母ニ對シ年功加俸ヲ給スルコト

六、恩法第九十九條第二項ヲ削除セラレタキコト

委員長 75 稻葉俊治

委員 258 内匠ちえ

同 337 土坂元三

同 457 小幡常藏

同 483 浦野みち

同 575 青木彦次

同 595 鹽路玉枝

同 612 大平タカ

同 726 大島せき

第二號議案 幼稚園ノ普及及發達ニ關シ左記事項ヲ

府縣知事ニ請願スルコト

一、幼稚園並ニ託兒所ノ普及及ビ増設ヲ圖ラレ

タキコト

一、保姆養成講習ノ期間ヲ延長シニケ年トセラレタキコト

一、保姆檢定試験ノ規定ヲ改正シ其程度ヲ小學校本科正教員ト同等以上ニセラレタキコト

吉備保育會

答申案

就學以前の保育が人間の基本的教育として重要なるは論を俟たず。方今幼稚園託兒所の施設、漸次増加しつゝあるも、未だ以て其恩恵に浴するものは、特別の便宜ある地方を除きては、一般的には大部分遺棄、放任せられつゝある現状なり。而して反面此の社會的要求に應じて姑息的施設の幼稚園託兒所の類續生する傾向あるも其實績に於て疑はしきもの尠なきにあらず、是を以つて、地方自治團體或は各種公共團體或は特に地方の篤志家を

慫慂して眞の教育的精神に立ち又確固たる經濟的基礎を有する幼稚園託兒所の至急増設普及を奨勵

せられたし、尤も地方的事情を異にするを以つて、或は收容時期に於て或は認可手續等につきては、なるべく簡易自由の餘地を與へ、而も保育事業の原動たる、保姆の資質に關しては必ず相當の制限を設け濫りに實質上の資格なき者をして之が實務に携はざらしめられ度く隨つて保姆養成機關の完備は當然の要請なり、輿論を代表する意味を以て本大會の名に於て此段及請願候也

昭和六年十月拾七日

第五回全國幼稚園關係者大會々長

各地方長官殿

右の通及報告候也

委員長	83	仁木正一
委員	3	卜部たみ
同	218	鹽見タキエ
同	331	澤田稔
同	424	折井彌留枝

同 林 成 子

同 木村藤兵衛

同 池田章子

同 朝倉尙綱

第五號議案 小學校ト幼稚園ト家庭トノ聯絡ニ付

テノ具體的方案如何

千葉縣國府台學院 東華幼稚園長

答申案

(一) 小學校トノ聯絡ニツイテ

(イ) 小學校當事者ニ對シテ幼稚園ノ本質ニ就テ充分ノ理解ヲ求ムル方法ヲ講ズルコト。(例ヘバ文書又ハ會合ナドニテ)

(ロ) 幼稚園三ケ年ヲ加ヘテ小學校九ケ年間ト見ル

コト不可能ニアラズ。モシ斯ク見ル時ハ一貫セル系統ニ依テ教育案ヲ立ツベキハ至當ナリ。依ツテ將來コノ教育案ト更ニ法令上ヨリモ聯絡セシムル方法ヲ取ルベキ必要アリト認ム。

(ニ) 適宜ノ時期ニ必ズ關係小學校長及低學年擔任教師トノ懇談會ヲ開催スルコト

(三) 幼稚園ヨリ保育考查書ヲ修了者ニ與ヘテ小學校ヘ入學ノ際當事者ノ參考ニ供セシムルコト

(ホ) 出來得ル限リ在園中ニ施サレタル保育ノ進度ヲ慮リ適當ナル教育ヲ小學校ニ於テ實施サレルコト

(ヘ) 小學校ニ於ケル教育懇談會並ニ研究會ニハ幼稚園當事者ヲモ招待サルベキコト

(ト) 低學年ノ教育ハ幼稚園ノ保育様式ヲ充分ニ加味セララルベキコト

(チ) 小學校低學年ニ就テ更ニ幼稚園當事者ニ於テモ研究調査スベキコト

(リ) 幼稚園修了者ガ小學校入學後如何ナル狀況ニ變化シユクカ常ニ注意ヲ拂フコト

(ヌ) 特殊兒童ニ就テハ特ニ小學校ヘ其旨通知スルコト

(ル) 圖畫、手工、遊戲等ノ幼稚園要目ト小學校ニ

課スルソレト充分折合セテ爲スコト

(ヲ)幼稚園修了兒ノ大多數ガ入學スル學校ノ運動

會學藝會等ニ園兒ヲ參加又ハ參觀セシメ、園ノ

催物等ノ時モナルベク低學年ヲ招待、參加セシ

ムルコト

(ワ)事情ノ許ス限リ小學校一年級教員ハ幼稚園教

育ヲ實際經驗セシ者ヲ採用サルベキコト

(カ)相互ニ參觀シ合フコト

(二)家庭トノ聯絡ニ就テ

(イ)家庭ヨリ幼稚園ヲ參觀セラルルヤウ獎勵スル

コト

(ロ)通信簿及書狀ソノ他印刷物ヲ利用シテ聯絡ヲ

計ルコト

(ハ)入園前又ハ當初ニ於テ幼兒ノ心身ノ發育狀況

及ビ個性環境等ヲ充分ニ調査スルコト

(ニ)母ノ會及ビ保護者會ヲ設ケテ聯絡ヲ計ルコト

(一)育兒座談會ノ開催

(2)特別集會及ビ特別行事ノ利用

(3)兒童教育ニ關スル指導及ビ研究ニ特ニ骨折

ルコト

(ホ)家庭訪問ヲ一層適切有效ナラシムル事

(ヘ)家庭教育竝ニ育兒ニ關スル良書ノ推薦及紹介

(ト)バンフレット及機關雜誌等ニヨリテ幼稚園要

目ニ關スル事項及玩具繪本等ノ研究ヲ發表シ且

ツソノ標準ヲ示スコト

委員長	12	高崎能樹
委員	126	大河原琴
同	238	富中房
同	328	佐々木貞
同	470	岩田艶子
同	602	小山初枝
同	635	大河内智香
同	818	小林宗作
同	880	大山てい

第七號議案 保育項目運用上特ニ留意スベキ事

項如何

千葉縣國府台學院 東華幼稚園長

答申案

一、保育項目運用上特ニ留意スベキ事項如何

一、親ノ編成 保護者ノ理解タルモトニ成ルベ

ク心身ノ發達行爲ニ依リ編成スルコト

二、保姆ノ研究 保姆ハ項目ノ運用上一般ニ注意

スベキ事項ヲ知悉シ、又保育細項ニ精通熟達ス

ベキハ勿論尙一步進ンデハ各保姆ニ適當ナル項

目ノ分擔セシム特別ニ精細ナル研究ヲ常ニオコ

タラスコト

三、保育細目ノ選定

一、幼兒ノ生活ヲ基礎トスルコト

二、園所在地及園ノ主義方針ニ依リ考慮スル事

三、幼兒ノ生活行事季節ニヨリ多少按配スルコ

ト

四、各項目ヲ普遍的ニ配當スルコト

四、項目取扱上

一、項目ニトラハレズ綜合的取扱ヒヲナスコト

二、項目相互ノ連絡ヲトルコト

三、保育ノ實際ニ當リテハ時ニ其組ノ全幼兒ヲ

シテ同一項目ノ下ニ保育スルモ又時ニ分團的

取扱ヲ行フコト

五、設備ニツイテ

一、項目ノ實施ニ必要ナル器械器具ヲ完備スル

コト

二、經濟ノ許ス限リ幼兒ノ要求ニ應ジ之レニ滿

足ヲ與ヘ得ル様材料ノ設備ヲナスコト

委員長 11 土川 五郎

委員 21 平田 華藏

同 54 清水 桔梗

同 257 小林 シツ

同 314 君塚 通子

第八號議案 幼稚園ニ於ケル談話ノ基本的態度如何

同	446	三	戸	花	子
同	541	野	田	規	代
同	675	中	澤	と	い
同	815	土	川	田	鶴

説明 「幼稚園ニ於ケルオ話ノ目的ハ幼兒ヲシテ幼兒ノ世界ニ住マシメルコトデアアル」

トノ保育談話獨特ノ基本的態度ヲ定メタイト思フ

答申案

京都市保育會

一、幼稚園ニ於ケル談話ノ基本的態度如何
 問題ノ要點ニ基本教育トシテノ特點ヲ徹底セシメンガ爲ニハ幼稚園ノオ話ニ於イテ如何ナル態度ヲトルベキカ

一、原理保育ニ基本教育

未分化ノ教育—幼ナ心ヘノオ話ノ構成要素—
(直觀的 體驗的 秩序的 律動的)
 生活ニヨル教育—個人對話ノ他ニ人間交渉トオハナシ

コノ「人間性」「オハナシ」ノ兩方面ノ幼兒ノ要求ヲ一體トシテ講ジテユクトコロニ基本的人間的陶冶ガ出來ル

二、幼兒ノ心理ノ理解

時期 a、滿一歲—三歲頃(幼稚園ニ來ルマデ)

搖籃期コトノハジメ

b、滿三歲—五歲頃(年少組)旋律愛好期

—現實事物ニ對スル人格の交渉時期

c、滿五歲—九歲頃(年長組)想像馳聘時期

期—現實以上ノ方法ノ假象ノ世界

三、保姆ノ態度

同ジ話材ヲ一回毎ニ進展セル「オハナシ」トシテ洗練シテ行クコト出來ルダケ幼兒ムキノヤサシ

イ話材ヲ選ンデオ話スルコトソノヤサシイオ話ニ共感共鳴センガ爲ニハ「幼兒ノ世界」ノ消息ニ通ジルヤウ努メルコト

a、幼兒心理ノ研究

b、子供トノ相互生活(幼稚園ノ朝ノ個人的

對話)

四、保姆ノ人生ノ基調トシテノオハナシ

保姆トシテ幼兒ト心ノ通ジタホド喜バシイコト

ハナイ幼兒童ノ心ノ波動ニ共感シ自分ニ子供ヲ

モワスレテ只「オハナシ」トイフ一光景ノ中ニ没

入シ得タ體驗ヲ以ツテキル人(其ノ深淺ノ度ハ

イロ／＼アラウガ)相集ツテ相互ニ斯ノ道ニツ

イテコウ會フコトニヨツテ最モ眞實ナル體驗ヤ

實修的研究ガ出來ルコ、一ケ年間ソウシタ研究

ヲツツケテ成果ヲ明年ノ關西幼兒講習會ニ於テ

發表セラレムコトヲ望ム

委員長 350 大塚 喜一

三、松 永と き君

神戸市保育會

五、研究發表

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
874	807	708	653	621	470	437	357	107	2
岩井榮之助	小池 長	小島賢造	野澤安千代	澤田縫子	片倉シゲ	佐々てつ	奥村與三郎	大道テル	望月いと

一、金 谷 マ ス君

大阪市保育會

幼兒ニ適切ナル唱歌ノ材料ニツイテ

二、笠井しげの君

大阪市保育會

幼兒ノ心情陶冶ニ資スル一二ノ試ミ

保育資料トシテノ自然恩物ノ研究

閉會 十八日午後二時半

四、前田定五郎君 神戸市保育會

點數式幼兒智能検査法ノ實驗的結果

名古屋城拜觀は十七日午後三時よりなりしも、

五、林 成 子君 静岡櫻花幼稚園長

折柄の驟雨の爲十八日閉會後と變更す。

六、幸田ハナエ氏 大阪自然幼稚園

右各項については保育會に於いて記録せらる。委しきは名古屋市保育會の報告を参照せられんことを乞ふ。

自然恩物ニツイテ

桐の實

主事はお晝の食事をなさる爲幼稚園から本校

へ――

「あ、もしく、今こつちに来る道、女學校の庭に實のついたまんの桐の枝が切つてありますから、あれを幼稚園に持つて行つて下さい、何か切るものを、鋸でも持つて行かないと。……はい、かしこまりました、ありがたうございませう。」

みんなで行つて見る。なる程く、もとの木のためにとて切り下ろされた桐の大き枝、木に

ある時とは違ひかうして地上に見るとかなりな場所をとるもの、一くぎりの内庭は桐の葉で埋つてゐる。

さつき此處を通つてこれを見てゐながら、枝にありのまゝの桐の實がこんな手近に落ちてゐながら……

何とまあうかつなことであつたらう。そのもの、前を通つてゐながら、こゝろから見ない爲に「逃し」て居る事が度々あるやうな氣がして勿體ないことだと思つた。

(十月十六日 お茶の水幼稚園)